

令和2年

第5回 会津美里町教育委員会議事録

3月臨時会

令和2年3月臨時会

- I. 日 時 令和2年3月26日(木) 午前9時
- I. 場 所 会津美里町役場 本庁舎 2階206会議室
- I. 出席委員 教 育 長 新 田 銀 一
委 員 小 関 れい子
委 員 須 田 健 志
委 員 武 藤 周 一
委 員 明 田 安 弘
- I. 出席説明者 教 育 文 化 課 長 松 本 由 佳 里
教 育 文 化 課 主 幹 兼 会 津 美 里 町 公 民 館 長 小 澤 謙 市
教 育 文 化 課 主 幹 兼 指 導 主 事 金 川 純
教 育 文 化 課 長 補 佐 渡 部 雄 二
教 育 文 化 課 長 補 佐 兼 図 書 館 長 福 田 富 美 代
- I. 傍 聴 人 な し

令和2年3月臨時会次第

1. 開会

2. 議事録の承認

令和2年第3回会津美里町教育委員会3月臨時会議事録の承認について

3. 審議事項

- 議案第28号 会津美里町外国語指導助手任用規則
- 議案第42号 会津美里町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 議案第43号 会津美里町公民館組織規則の一部を改正する規則
- 議案第44号 会津美里町職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令
- 議案第45号 学校教育関係各種大会等出場補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- 議案第46号 会津美里町立認定こども園給食費の徴収に関する要綱
- 議案第47号 会津美里町道德教育等推進事業補助金交付要綱
- 議案第48号 会津美里町教育委員会事務局職員の任命について
- 議案第49号 会津美里町教育委員会職員の任命について
- 議案第50号 令和2年度会津美里町教育委員会会議の説明員の任命について
- 議案第51号 会津美里町地域活動推進員の委嘱について
- 議案第52号 会津美里町放課後子ども教室推進事業コーディネーターの委嘱について
- 報告第3号 令和2年度議事録作成職員の指名について

4. 協議事項

(1) その他

5. その他

6. 閉会

○開会時刻 午前9時02分

1. 開会

教育文化課長 おはようございます。ただいまより令和2年第5回会津美里町教育委員会3月臨時会を始めたいと思います。
教育長、お願いいたします。

教育長 おはようございます。
ただいまより令和2年第5回会津美里町教育委員会3月臨時会を始めます。
会期は1日といたします。
出席委員は委員全員であります。
出席説明者は、松本教育文化課長、それから小澤主幹兼会津美里町公民館長、金川主幹兼指導主事、渡部教育文化課長補佐、福田教育文化課長補佐兼図書館長の5名です。
議事録署名人は、出席委員全員でお願いします。

2. 議事録の承認

教育長 それでは、2番目の議事録の承認に入らせていただきます。
3月臨時会議事録の承認についてを議題にしたいと思います。
事前に見ていただいて、何かご質問等あればよろしくお願いいたしたいと思ます。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは、ご質問等がないようですので、令和2年第3回会津美里町教育委員会議事録、3月臨時会を承認としたいと思います。

3. 審議事項

教育長 それでは、3番目の審議事項のほうに入らせていただきます。

◎議案第28号

教育長 議案第28号を審議事項として追加していただいて、28号を議題にしたいと思います。
事務局で説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第28号「会津美里町外国語指導助手任用規則」説明)

教育長 それでは、前に委員から指摘のあった外国語指導助手とか、それから国際交流という文言ですか、その辺について再度事務局で検討して、再提案ということなのですが、見ていただいてどうですか。

委員 前回のような違和感のあるところは全くありませんでした。

教育長 それ以外のところは、今内容的には同じという話なのだけれども。

委員 そうです。要するに基本的に準則の部分があって、この定めというのは任用のためのもともと定まっている部分があるので、多分それに準じているということは分かりました。ただ、前段の部分がどうしても整理されていないままに出ていたの、そこだけちょっと気になったのですが、それが全部ここで一括修正されていますので結構です。

教育長 ありがとうございます。
それでは、ほかの委員の方、どうでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 では、議案の第28号についてはご意見とかご質問がないようですので、原案のとおり決することにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第28号については、原案のとおりに決しました。

◎議案第42号

教育長 それでは、議案の第42号ですか。これを議題にしたいと思います。事務局で説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第42号「会津美里町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」説明)

教育長 ありがとうございます。
令和元年度の反省を踏まえて、1年間ということなのですが、生涯文化係、これ

を生涯学習と文化にやっぱり分けたほうがいいだろうということになりました。その人数的には課長補佐がいて、その下に今までは係長ということだったのですが、今度は課長補佐がいて、生涯学習係長と文化係長ということで、係長が1人増えるという形で持っていくことになります。特に仕事の中身については、公民館の仕事を幾つか持っていくことになるということですのでよろしいのですよね。

教育文化課長 担当事務を公民館の方と本課の生涯学習係の方とでもう一度見直しまして。

教育長 見直すということですね。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 では、議案第42号については教育委員会の生涯文化係を2つに分けるということで、ご質問等なければ、原案のとおり決することにしたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案のとおり決することにしたいと思います。

◎議案第43号

教育長 それでは続きまして、議案第43号を議題にしたいと思います。説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第43号「会津美里町公民館組織規則の一部を改正する規則」説明)

教育長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 では、議案第43号についてもご質問がないようですので、原案のとおり決することにしたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案のとおり決することにしたいと思います。

◎議案第44号

教育長 それでは、議案第44号を議題にしたいと思います。
事務局の説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第44号「会津美里町職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令」説明)
新旧対照表がついていないので、何だか分からないですよ。申し訳ありません。

教育長 これは、次回でもいいですけども、第9条を第8条に改める。これは、なぜ、どこか削られたということですか。

委員 適用条文が違うということでしょう。

教育文化課長 はい、そうなのです。適用条文が変わったので。

委員 それを変えただけですね。

教育文化課長 9条を8条に条番を変えただけなのですけども、申し訳ありません。

委員 事務的にこれはやらざるを得なかったということですね。

教育文化課長 はい。

委員 中身的にね。

教育長 内容は変わっていないくて、9を8に変えるということだよ。

教育文化課長 申し訳ありません。

教育長 何か皆様、ぴんとこないような感じなのだけども。

委員 ぴんとこないですけども、適用条文間違っていたから、直しましたということでこちらは受け止めます。ですので、特に問題ないと思います。

教育長 よろしいですか、番号が変わったということだけで。

(「異議なし」の声あり)

教育長 では、そういうご了解を得たということで、議案の第44号については原案のとおり決することにしたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案のとおり決することにしたいと思います。

◎議案第45号

教育長 それでは、次、議案第45号を議題にしたいと思います。
説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第45号「学校教育関係各種大会等出場補助金交付要綱の一部を改正する
要綱」説明)

教育長 ありがとうございました。
大会補助金を3年間延長ということで、中身については全く同じと解釈していい
のですね。

教育文化課長 全く同じです。

教育長 よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 では、質問ないようですので、議案第45号についても原案のとおり決すること
にしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案のとおり決することにしたいと思います。

◎議案第46号

教育長 それでは続きまして、議案第46号を議題にしたいと思います。
説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第46号「会津美里町認定こども園給食費の徴収に関する要綱」説明)

教育長 この要綱が出るときに事務局から説明があったと思うのですが、議案第4
6号、最初、その次、会津美里町認定こども園となっているのですが、第1条から

は会津美里町立認定こども園ということなので、会津美里町立の立をこれ入れておくのが正解なのでしょう。

教育文化課長 はい、そうです。会津美里町立の認定こども園なので、町立と。

教育長 町立がないのですよね。

教育文化課長 はい。

教育長 以下、第1条から立が抜けている。12ページも抜けている。12ページのリード文のところの右側。以下ずっと入れるようにしておいてください。

教育文化課長 はい。申し訳ありませんでした。

教育長 13もそうかな。

教育文化課長 はい、13ページもそうです。

教育長 ありがとうございます。
何か委員の皆様方からご質問あればお願いします。
第7条はよく意味分かります。第7条、第3子以降。

委員 上が中学校までの中の第3番目ということですよ。

教育文化課長 はい。

委員 中学校を卒業した子供に関しては関係ないということでもいいのですね。

教育文化課長 そうです。高校生とか、中学校より上の子供についてはカウントしないで、中学校以下の子供さんで1、2、3と。

教育長 中学校以下の子で1、2、3ということね。

委員 はい。

教育長 4人いればね。

委員 はい。

教育長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは、ご質問ないようですので、議案第46号については原案のとおり決することにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案のとおり決することにしたいと思います。

◎議案第47号

教育長 それでは続きまして、議案第47号を議題にしたいと思います。
よろしくをお願いします。

教育文化課長 (議案第47号「会津美里町道德教育等推進事業補助金交付要綱」説明)

教育長 ありがとうございます。
今その上限額10万円ということは、15ページに書いてある10万円ですよ。

教育文化課長 はい。

教育長 ということは、その上のほうが生徒の活動に関する補助10万円、下が、どちらかということ、教職員の指導力向上等で10万円という解釈なのだけれども、これ別々に10万円、10万円で20万円というふうには捉えられないでしょうか。

教育文化課長 別々には予算上無理なので、どちらかということになります。どちらかか、あるいは両方5万円ずつでもいいのですけれども。

教育長 その辺の解釈ね。

教育文化課長 各学校で全体的に10万円までということになります。

教育長 そういう解釈でいいのですか。

教育文化課長 この線を取るといいですか。間の線を取って、全体で補助率10分の10、補助上限10万円にすればいいですよ。別々にしておくと、別々にやるみたいで、20万円かなと思いますよね。

委員 そう取りますよね。

教育長 　　だから、14ページのどこかに10万円とうたっているわけではないので。

教育文化課長補佐　　そうです。各学校で10万円。

教育長 　　10万円ですよ、限度額。

教育文化課長　　すみません。そのように訂正してもよろしいでしょうか。

教育長 　　どこをどういうふうにすればよろしいのでしょうか。

教育文化課長　　真ん中のこの区切りを取っていただいて、ここ全体で10万円という書き方に。

教育長 　　よろしいですか。
ここのところを線取っていただいて、どっちか一方ね。

委員 　　回数も関わったりしますか。

委員 　　だから、年間1回。

委員 　　年間1回で。

委員 　　これを2回も3回も。

委員 　　2回も3回もいろんなところの申請。

委員 　　10万円の中ならいいでしょう。

委員 　　各校1回というその基準はどこにも載っていないので。

教育長 　　年間。

委員 　　年間10万円ということですか。

教育長 　　1回ではなくて、年間通して10万円。

委員 　　だから、3万円、3万円でもいい。

委員 　　2回なら2回とか。

教育長 　　要するに年間通して10万円と。

委員 1回でもいいし、2回でもいいし、3回でも、10万円を上限にして。

教育文化課長 通常はまとめて出してくださいとは思いますが、小分けはしないで、計画的に年間で申請していただくとは思いますが。

教育長 ただ、議会のほうでは、こういう使い方をすると、学校のほうでかえって負担になるのではないかなという、質問というか、疑問というか、ありました。ただ、でも現場の先生方に聞くと、やっぱり制限をかけないで、道徳教育一括でこういうふうに使ってくださいというほうが使いやすいと。ある程度いろいろ限定されると10万円使えないというところがあったので、我々としては現場の先生方の声を吸い上げて、逆にこっちのほうが使いやすいということで押してきたところではあります。何か質問あれば。

委員 そうすると、これ合わせて10万円ということで、対象事業としては2つあるということで、それを1つの何か補助でやるって、ちょっと何か意味が分からないけれども。事業は2つあるわけでしょう。内容は確かに分かる。対象経費は、これ、ほぼ一緒だから、そこはいいとしても、こちらは片方、研究活動に対し、こちらは活動に伴うでしょう。だから、趣旨が、でもやっぱり違うのではないかなと思う。

教育長 趣旨からすると。

委員 表題が道徳教育と言っているのではないですか。そして、この事業項目を道徳教育に関する教職員という特定ではなくて、あくまでもほかの、これ、地域の活動云々でいくと、これは、この事業者は誰になるのですか、上は。

委員 学校ですね。

委員 これも学校でしょう。そしたら、もうちょっと何か明確にしていかないと、これ分かりにくくないですか。これは、趣旨は、この要綱は学校がと、こう言っているのです。だけれども、この表現だと、学校はという表現、この表だけ見ると、誰が対象になっているのかなみたいになるのではないですか。そうだとしたら、これ例えば1と2、こういうことに対象になっているという、1と2なら分かる。対象事業としてこれを、ここだけ分けて、こっちを何か1つです。

教育文化課長 そうですね。

委員 何かすごく違和感あります。

教育文化課長 分かりました。おっしゃっていること。

委員 対象事業は1つで、项目的にこの2つが当たるというのは分かりますけれども、

それと全然違いますよね。

教育文化課長　そうですね。申し訳ありません。

教育長　ここのところを分けてね。

委員　あくまで学校ですよ。

教育長　そうです。

委員　これを見たら、学校ではないかと思ってしまう。

教育文化課長　学校ではなくて、社会教育的な感じがしないでもないですよ、上は。

委員　これだね。どこに行っても学校ということを前提に規定しないと問題かなというふうに思います。

教育文化課長　申し訳ありません。では、対象事業は町立の小中学校が行う道徳教育等の事業ということで、その中身として、1番目として地域の伝統文化と、あと2番目として教職員の指導力向上ということで。

委員　2つに分ければ。

教育文化課長　申し訳ありません。

教育長　そのほうがいいですか。

委員　やっぱりこれ教職員の指導力向上というのにも含まれる感じなのですか。最初には生徒のというふうを書いてあるのですけれども、児童生徒の豊かな心、社会性、よりよく生きるための資質、こっちは能力を育成となっているのに、教職員のというのはどこにもそこには書いていないのに、後ろにはある。

教育文化課長　それは、児童生徒の豊かな心や社会性を育んだり、資質、能力を育成するための。

委員　ための教職員のということなのでしょうけれども。

教育文化課長　教職員ということなのですからけれども。

委員　でしょうけれども、それは別問題ではないのかなとは。

委員　ここ、うたい方ですよ。この対象事業のうたい方を工夫するしかないですよ

ね、委員が言ったように。

教育文化課長 はい。

教育長 そののところね。
あとは。

委員 各小学校というのはちょっと分からなかったのですけれども、各小学校が10万円ずつ使えるということですよ。

教育文化課長 そうです。1校10万円ずつ。

委員 1校ずつの。何かそこがちょっと分からなかったのと、それからその地域、伝統なのだけれども、道徳教育に関するなので、伝統文化だから、例えばじげんの何とかという感じの、そういうのだと何か、ちょっと何か、ちょっと違うような気がしますけれども。道徳教育に関連して、例えば郷土愛とかって、そういうふうな形になると伝統文化との関わりなのですから、最初から地域の伝統文化みたいになってしまうと、やっぱりそれは伝統芸能の育成みたいな学校教育みたいになってしまふので、そこはちょっと若干ニュアンスが違うのかなと思うので。

教育文化課長 ここの書き方が郷土愛を育むためにみたいな感じですよ。

委員 何かそういう、例えば道徳教育の事業に関連したもの。

教育文化課長 ということですよ。

委員 ボランティアとか行事とか、そういうことになると、やっぱりあくまでも道徳教育のためですよ。

教育文化課長 はい。

委員 何か伝統文化が特化して、踊りをする、そういうことではなくて、道徳教育の中の価値項目に関連した中身の体験、ボランティアとか、そういうことですよ。体験学習ですよ。

教育文化課長 そうでございます。

委員 だから、ある意味ではそんなにはっきりと伝統文化みたいな感じで打ち出すことでもないような。道徳教育の中の関連した体験活動というような形に使われるということになれば、もうちょっと整理されていくのかなと思う。

教育文化課長　　そこがあまりにも具体的過ぎるといふか、それでどっちかというところ、これを見る感じでは、伝統文化継承みたいな。

委員　　そうです。何か踊りをやって、伝統の踊りを踊るみたいな、離れてしまうかなと思う。

教育文化課長　　文化的な補助金のようになってしまいますので、文言は直させていただきたいと思えます。

委員　　あと、もう一つなのですけれども、そうすると道徳教育に関連して予算化されたのですけれども、ほかの何かについては、今まで学校教育事業補助金についての今まで申請してあったようなものは使われなくなるのですか、それともまた別にあるのですか。

教育文化課長　　いえ、今まであったのが、さっき言いました教育研究事業補助金というのがあったのですが、各1校均等で1万円ずつで、学級数で1,000円ずつプラスとか何か、そんなに大した金額ではない金額だったのです。一応それも補助、3年で失効しますので、補助要綱が、そちらはなくなります、交付要綱としては、それらもひっくるめたといふか、それをこちらに移行するといふことです。これで、今まで各学校数万ずつだったのが10万円、最大10万円にして、道徳教育に関係するよな研究といふか、事業に使っていただけるよなといふことで、ちょっと予算枠を増やしといふ感じで計画したところなんです。

教育長　　でも、委員が心配されるのは、学校教育研究補助で使えたものが、道徳教育の補助金に移ったといふことで、今まで使っていたもので使えなくなるものがあるのではないかといふこと。

委員　　道徳だけになってしまふと。

教育長　　例えば算数の研究か何かで教育研究補助をもらっていたのが、道徳になると、なかなか算数の研究では使にくいといふことですか。

教育文化課長　　ほとんどそういうことではなく、例えば本郷小学校の花いっぱい運動みたいな、環境整備といふか、花の苗とか土とか、そういう子供たちで育てるよなものの材料みたいなのを買ったりしていたので、そういうことで道徳教育に関連づければ、同じよな使えるのかなとは思ふのですけれども。ただ、何か先生方の、今まで教育研究事業補助金と言いつつ、先生方の指導力向上とか、そういうことにあまり使っていただけなかつたのです。という実態もあるんで、今回そちらも使っていただけるよなにしましたし、もう一回補助の内容を見直して、今道徳教育といふことが広く、やりましようとなつていふので。

委員 道徳科になっていますからね。

教育文化課長 そちらのほうにということで、この補助金に移行したというか。道徳教育だと、いろいろ関連づければ各教科に何でも関連づけできるという話もなくもないかなと思いますので、そういうことを意図しながらやっていただければいいのかなというところがございます。

委員 そうすると、逆に考えれば、本郷小学校では花いっぱい運動みたいな感じで花の球根、種から、生命の尊重みたいなところ、そうすると花の種も買えるということですか。

教育文化課長 補助の申請の仕方によっては、なるのではないかと思うのですけれども。

教育長 生命を育む、生命の貴さ等を何とかくつつければね。

委員 でも、そういうのはやっぱり各学校が理解できるような感じですよ。

教育文化課長 学校の特色でということだと思えるのですけれども。

委員 どこかで説明がやっぱり必要なと思いますよね、そうなってくると。

教育文化課長 はい。4月3日の第1回目の校長会で新しい事業についてはご説明したいと思えますし、あと事務方の共同連携事業ありますので、その中でも話をさせていただきたいと思えます。

委員 ちょっと安心しました。

委員 18ページの収支予算ですが。

教育長 18ページですか。

委員 ええ。これって、そうすると3年間の要綱で、毎年出てくることを前提にしているということですか。何か補助金だから、単年度で終わってしまうのかと最初思ったのですが、前年度予算と本年度予算があるということは、毎年出してくることを前提にしているということですか。これ毎年の単年度の事業でいけば、前年度予算という項目は必要ないのではないですか。だから、何で前年度予算あるのかな。毎年出してくることを前提に最初から考えて、これを様式化しているというのは、意図的なのかなと思ったので。

教育文化課長 今までの学校教育研究事業補助金もほぼどの学校も毎年出しておりましたので、あと町の補助要綱の、町全体の補助金の交付要綱と同じような形に様式的には合わ

せたというところもあります。一応毎年各学校さんで有効に使っていただければと思っております。

委員 そうですか。分かりました。継続を前提にしていればいいのですが、単年度だったら前年度予算要らないのかなと逆に思ったのです。

教育長 いやいや、3年間は最低補助してもらうことになるのでしょからね。

教育文化課長 はい。

委員 財政がそう認めているならね。ということでそれは分かりました。

教育長 その他よろしいですか。

（「なし」の声あり）

教育長 そうすると、14ページ、15ページについては、今ご指摘いただいた表現とか表記の仕方を直さなくてはならないと思うのですが、その直すことを条件にして、この議案第47号というのは認めていただいてよろしいですか。直したものについては、次回の教育委員会のほうに出してもらおうということでよろしいでしょうか。ここでは議案47号を決するというので。

（「異議なし」の声あり）

教育長 ありがとうございました。

では、議案第47号は、ご指摘いただいたところを直すという条件で決するということにしたいと思います。ありがとうございました。

◎議案第48号

教育長 それでは、次、議案第48号を議題にしたいと思います。
事務局で説明をお願いします。

教育文化課長 （議案第48号「会津美里町教育委員会事務局職員の任命について」説明）

教育長 ありがとうございます。
何か任命についてご質問ありますか。

（「なし」の声あり）

教育長 では、議案第48号については原案のとおり決することにしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案のとおり決することにしたいと思います。

◎議案第49号

教育長 それでは続きまして、議案第49号を議題にしたいと思います。

教育文化課長 (議案第49号「会津美里町教育委員会職員の任命について」説明)

教育長 それでは、今説明のあったとおりですが、何かご質問ありますか。
再任用の先生については、無理言って、お願いしたということですね。特に新鶴
こども園については今年建て替えに入りますので、そういうこともあって、残留で
お願いしたということでもあります。
それからあと、下の2名の先生、これが新採用なのです。

(「なし」の声あり)

教育長 では、議案の第49号については原案のとおり決することにしたいと思いますが
よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案のとおり決することにしたいと思います。

◎議案第50号

教育長 続きまして、議案第50号を議題にしたいと思います。
説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第50号「令和2年度会津美里町教育委員会会議の説明員の任命について」
説明)

教育長 よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは、議案50号については原案のとおり決することにしたいと思いますが、よろしいですか。

◎議案第51号、議案第52号

教育長 続きまして、議案第51号と第52号、これ2つ議題にしたいと思いますので、併せて説明していただけますか。

教育文化課長 (議案第51号「会津美里町地域活動推進員の委嘱について」説明)
 (議案第52号「会津美里町放課後子ども教室推進事業コーディネーターの委嘱について」説明)

教育長 ありがとうございました。
 地域活動推進員と、それからG o 郷寺子屋ですか、コーディネーターについてです。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第51号と議案第52号については原案のとおり決することにしたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案のとおり決することにしたいと思います。

◎報告第3号

教育長 続きまして、報告第3号を議題にしたいと思います。
 それでは、事務局で説明をお願いします。

教育文化課長 (報告第3号「令和2年度議事録作成職員の指名について」説明)

教育長 ありがとうございました。
 3名で教育委員会の議事録を輪番で作っていただくという形になるかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは、ありがとうございました。報告第3号については終了したいと思います。

す。

4. 協議事項

教育長 続きまして、4番目、協議事項は特にありませんが、その他ということで何か事務局のほうであればお願いします。

教育文化課長 次回の定例会の日程を決めていなかったの、4月の。

教育長 5分間休憩ということで。

休 憩 午前 9時56分

再 開 午前10時00分

教育長 再会します。

(日程について協議)

教育長 それでは、4月21日午前9時からといたします。ありがとうございました。

5. その他

教育長 会津美里町教育委員会会議規則第16条第1項により非公開。

6. 閉会

教育文化課長 それでは、令和2年第5回の3月臨時会、これをもちまして閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

○閉会時刻 午前10時25分